

平成 28 年 (2016 年) 4 月 1 日 <No-2>

長野県松本家畜保健衛生所
〒390-0851 松本市島内西川原 6931
TEL:0263-47-3223 FAX:0263-47-0101
E-mail:matsukachiku@pref.nagano.lg.jp
中信家畜畜産物衛生指導協会
TEL:0263-47-6789

かほだより

ヨーネ病、結核病、ブルセラ病検査へご協力 お願いします。

家畜伝染病予防法に基づき、牛の飼養者は「ヨーネ病等」の検査を受けることが義務付けられています。本県では、肉用繁殖牛のヨーネ病の検査につきましては、平成17年度から2年に一度検査を実施してきましたが、この間県内での発生はなく、清浄性が保たれていると考えられることから、平成27年度から、**肉用繁殖牛については検査間隔を「4年に一度」**(種雄牛は毎年)として実施しております。

肉用繁殖牛の飼養者におかれましては、本病の発生予防のため、引き続き検査に御理解・御協力をお願いします。

なお、**乳用牛のヨーネ病検査は従来通り2年に一度(結核・ブルセラ病は4年に1度)**です。今年度の検査日程は下記のとおり予定しています。

<ヨーネ病・結核病・ブルセラ病検査日程> (*一部農家について例外があります。)

検査月	対象家畜	地区	ヨーネ病	結核病	ブルセラ病
4月	乳用牛・繁殖牛	松本市四賀・島内・新村、安曇野市穂高	○		
	乳用牛	松本市岡田・入山辺・奈川、大町市	○	○	○
5月	繁殖牛	松本市和田	○		
	乳用牛	安曇野市豊科、東筑摩郡麻績村、塩尻市、北安曇郡小谷村、大町市	○	○	○
10月	乳用牛・繁殖牛	木曾町開田高原、木祖村	○		
	乳用牛	大桑村	○	○	○
11月	乳用牛・繁殖牛	南木曾町	○		

馬伝染性貧血検査へご協力お願いします。

家畜伝染病予防法に基づき、馬の飼養者は「馬伝染性貧血」の検査を受けることが義務付けられています。

長野県では**肉用を除く「すべての馬」(愛玩・観光用を含みます)**を対象に**4年毎(種雄馬は毎年)**に実施しており、次のスケジュールで検査を実施します。

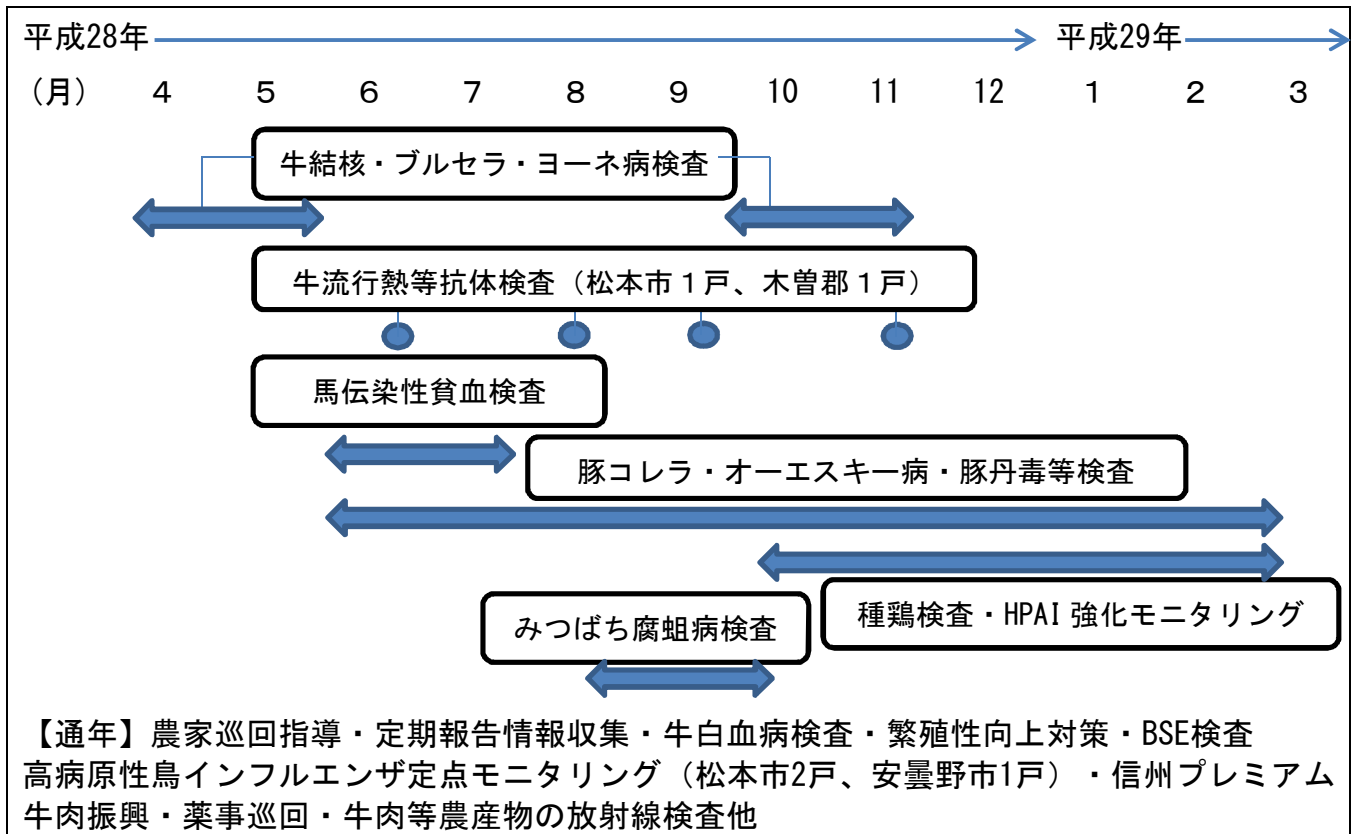
馬の飼養者におかれましては、本病の発生予防のため、検査に御理解・御協力をお願いします。本年度は安曇野市で飼養されている方が対象になります

・今後のスケジュール

年度	H28	H29	H30	H31	H32以降
検査対象地区	安曇野市	松本市	木曾町、安曇野市、松本市以外の市町村	木曾町	28~31年度の繰り返し

問い合わせ先：防疫課 宮澤、徳武(担当)、古谷(担当)

平成 28 年度 家畜保健衛生所主な検査の年間スケジュール



家畜保健衛生所検査等手数料が一部改正されます

改正される項目を掲載しています (平成28年4月1日から)

項目		改正前(円)	改正後(円)
生化学試験	ア 簡易なもの	820	830
	イ ア以外のもの	2,000	2,100
細菌学検査		820	830
免疫学検査		820	830
血液学検査		820	830
組織学検査		820	840
解剖学検査		820	840
ウイルス学検査		820	830
遺伝子検査		1,500	1,600
尿検査		180	190
病性鑑定		2,000	2,100

項目			改正前(円)	改正後(円)
繁殖障害除去	子宮洗浄	中家畜	800	810
	膣洗浄		440	450
	黄体除去		760	770
処置	投薬	大家畜	410	420
		中家畜	200	210
外傷治療		790	800	
手術	去勢	大家畜	2,900	3,000
	胃切開	中家畜	9,300	9,400

よろしく申し上げます



しあわせ信州

◆◇オール信州宣言◇◆私たちは「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」の実現に取り組んでいます。